

こんにちは

よしい恭子です

春日民報 NO. 27  
日本共産党  
春日市議員  
よしい 恭子  
下白水北5-18  
☎574-2076



# 2022年6月議会報告

## 豪雨災害への対策は万全か

### 市は盛り土への実効性のある対策を

《吉居恭子の一般質問とその後》



豪雨や線状降水帯による集中豪雨などで、違法に盛り土された地域全体に起因する土砂災害が起こる恐れも否定できません。

福岡県では、4年前の西日本豪雨、次年の台風19号、2年前の7月豪雨、昨年の大雨と、4年連続で豪雨災害に見舞われていきます。国は、ハザードマップを、千年に1度の豪雨に切り替え、浸水リスクエリアに住む人口

を全人口の40%の4千7百万人と試算しています。昨年、本市でも、国の指示により県・市が盛り土の調査を実施し、4年前・2018年の星見ヶ丘の土砂災害に関する住民説明会を、本年7月9日に開きました。「土砂が崩れたゴルフ場側の水路の補修や調整池等の機能改善など、東浦西浦地区の盛り土が市街地へ大量流出する防止策を講じるよう開発事業者に指導し、その対策の実施も確認した」

現在も続く盛り土について、県と協同で現実的で実効的な対策をとり、環境改善への道筋をつけるよう要望しました。住民の中からは、小学生が通学する道路にトラックが行き来する危険や、粉しんによる環境悪化など、日常的な問題の解消を求める切実な声が聞かれました。

### 簡易照明の使用料新設に反対



市立小学校校庭と北スポーツセンター（NHKラジオパーク）野球場で簡易照明を利用する時に、これまで無かった簡易照明の使用料（電気代）を新たに徴収することについて、子育て支援と市民の健康維持を推進する立場で、吉居はこの2つの議案に反対しました。（他の議員は全員賛成）

### 平成30年に起きた星見ヶ丘地区の土砂災害



崩れたゴルフ場側の水路の補修や調整池等の機能改善など、東浦西浦地区の盛り土が市街地へ大量流出する防止策を講じるよう開発事業者に指導し、その対策の実施も確認した

## 学童保育の状況調査に協力をお願い

### \*ご意見・ご要望を大募集！

放課後児童クラブの事業者が変更されて2年半。コロナ禍も加わり、保護者会や地域住民、議員などとの交流や見学・現地調査ができていません。保護者アンケートも一部しか公開されないもので、子どもたちがクラブでどう過ごしているのか、保護者はどんな学童保育を望んでいるのか把握できません。9月議会での指定管理者の更新の審査を前に、利用者のみなさんや市民の皆さんからの率直なご意見・ご要望を募集します。皆さんのご意見をもとに、現在、また来年度からの学童保育を、より良いものにしていきます。と思っています。ご協力をお願いします。

（春日市議会議員 吉居恭子）

携帯 09083906222 (ヨシイ)  
アドレス kyotaki0814@gmail.com

### 6月議会に提出された主な議案

- ①春日市監査委員の選任
- ②市税条例の一部を改正する条例制定
- ③市立学校校舎校庭使用料の一部を改正する条例制定
- ④市スポーツセンター条例一部を改正する条例制定
- ⑤市営住宅条例の一部を改正する条例制定
- ⑥市一般会計補正予算(第3号)
- ⑦市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- ⑧工事請負契約の締結について(市立南中学校屋内運動場他大規模改修工事)



### 参議院選挙結果のご報告

7月の参議院選挙で、日本共産党は比例3議席、東京選挙区で1議席の4議席を獲得しました。

比例では、主に西日本地域で活動する「にひ聡平」候補が当選。改憲勢力が3分の2を占めるもとで「弁護士・にひ氏」の議席は心強いものです。



にひ聡平氏

残念ながら前回の6議席から後退し、福岡選挙区まじま省三候補も議席を獲得できませんでした。



ご支援、ご協力いただきました皆様心より感謝申し上げます。選挙終盤、元総理大臣・安倍氏への銃撃事件が勃発しました。ご冥福をお祈り申し上げます。

捜査が進む中で、反社会的団体である統一協会と多くの自民党議員との関係が浮き彫りとなりました。問題の全容解明と政治の正常化が求められます。日本共産党国会議員団は、7月21日に立ち上げた「旧統一協会問題自及チーム」で、靈感商法や集団結婚等の被害者救済に全力をあげます。

また、岸田首相は、法律にも無い「国葬」を閣議決定しましたが、安倍氏の「結論が出ていない政治の私物化疑惑」「憲法違反の安保法制の強行」「旧統一協会の広告塔として被害を拡大させた責任」などにフタをすることにもなりかねません。国民の過半数が反対している国葬の中止を強く求めます。

これからも党への率直なご意見ご要望などお寄せいただき、引き続きご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2022年夏

### 日本共産党・お知らせコーナー

- ① 個人情報の特定
- ② 事前の本人同意
- ③ 利用目的の範囲内での収集・利用

### デジタル関連法に基づくシステムの標準化とは？

デジタル関連法は、国・地方自治体のシステムや規定を標準化・共通化して集約し、国や自治体を持つ個人情報を含むデータを企業などに開放し企業の利益につなげるためのものです。国と自治体が保有する個人情報は、申請・届け出に伴い、公権力を行使して取得したもので、企業が保有する顧客情報とは異なる多岐に渡る膨大

な情報量です。「行政のデジタル化」で、匿名・非識別加工することで本人の同意を得ずに、販売も含む第三者提供・目的外利用を可能にするものです。個人情報のデータが本人の知らない所でやり取りされ、分析や数値化（プロファイリング・スアリング）され、人生に大きな影響を与えるような本人に不利益な使い方やされる問題が噴出しています。2019年にリクルートキャリア社が、学生の閲覧履歴等をAIで分析し、内定を辞退する可能性をスコアにして採用企業に販売し、企業の採

### 地方公共団体情報システムの標準化に向けての意見書（反対討論・要約）

用基準になっていった事例などがあります。また、情報は集積されればされるほど利用価値が高まり、攻撃されやすくなり、情報漏えいのリスクを高めることにもなります。仮に匿名加工情報であっても、紐付けされた情報が多ければ多いほど個人が特定されてしまいます。また、一般企業でも自治体でも、極めて個人的な情報が、氏名や住所・生年月日などとともに漏えいする事件が後を絶ちません。国が決めた基準に適合したシステムの利用のため巨大なシステムを構築するとすれば、業務委託が発生し、情報漏えいのリスクがさらに高まるという悪循環に陥ります。以上、「地方公共団体

### デジタル化が進む諸外国では？

- 国民の権利として、
- ① 個人情報の訂正や削除権、
  - ② 個人情報提供の透明性、
  - ③ 違反への罰則、
  - ④ 情報漏えい時の罰則・補償などが明確化されています。

